

令和6年度旧高良内埋立地発生ガス及び
悪臭等検査業務委託

仕 様 書

久留米市環境部

令和6年度旧高良内埋立地発生ガス及び悪臭等検査業務委託

1. 検査目的

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第3項第7号に準じて、埋立終了後から廃止までの適合性を把握することを目的とし、発生ガスのモニタリング調査を実施するもの。

また、悪臭防止法第7条の規定により、久留米市内の全事業所は規制基準を遵守する必要がある、旧高良内埋立地敷地境界線上の悪臭状況を把握することを目的とする。

2. 履行場所

旧高良内埋立地場内（隣接施設：桜花台体育館 久留米市高良内町 3980-1）

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで。

4. 発生ガス検査

試料採取月、検査日時、検査回数、試料採取場所

(1) 試料採取月・検査回数

6月、9月、12月、3月（上旬）の計4回

(2) 検査日時：市より指定する。

(3) 試料採取場所：別紙旧高良内埋立地測定地点図参照

・分析項目・分析方法（7地点）

検査地点	分析項目	分析方法
NO. 1	ガス・発生量	・一酸化炭素、二酸化炭素、アンモニア、硫化水素（検知管法） ・メタン（ガスクロマトグラフ法） ・酸素（オルザット法） ・地中温度（熱電対式及び地盤調査用測温プローブ等）
NO. 2	ガス・発生量	
NO. 3	ガス・発生量	
NO. 4	ガス・発生量・地中温度（3m地点、井戸底）	
NO. 5	ガス・発生量・地中温度（3m地点、井戸底）	
NO. 6	地中温度（3m地点、井戸底）	
NO. 7	地中温度（3m地点、井戸底）	
※発生ガス項目：一酸化炭素、二酸化炭素、アンモニア、硫化水素、メタン、酸素		

5. 悪臭等検査

試料採取月、検査日時、検査回数、試料採取場所

(1) 試料採取月・検査回数

9月の計1回

(2) 検査日時：市より指定する。

(3) 試料採取場所：敷地境界線上で風下になる所。

・分析項目・分析方法

検査項目	検査箇所	検体数	検査方法
硫化水素	敷地境界 1箇所	1	昭和47年環境庁告示第9号
メチルメルカプタン		1	
アンモニア		1	
トリメチルアミン		1	

6. 報告書及び計量証明書 の提出

- (1) 検査終了後、30日以内にその都度計量証明書を作成し、提出すること。
- (2) 項目毎に分析方法を明記すること。
- (3) 試料採取状況の写真を提出すること。

7. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

8. 業務遂行上の遵守事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- (2) 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用すること。
- (3) 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。



旧高良内埋立地測定地点図